

令和5年度神奈川県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事は、内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「神奈川県内部統制基本方針」を策定し、財務等に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性がある。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務等に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した結果、「4 不備の是正に関する事項」に記載のとおり、評価対象期間中において、内部統制対象事務について3件、運用上の重大な不備が認められたため、本県の内部統制は評価対象期間において有効に運用されていなかったと判断した。なお、内部統制対象事務以外についても1件、運用上の重大な不備が認められた。

4 不備の是正に関する事項

令和2年度の内部統制制度開始以降、「支払手続の遅れ」、「契約締結前の履行」に係る不備報告の割合が多く、件数も増加傾向にある。経理事務にかかる不備について、3年連続して報告している所属もあり、これらの不備の多くは、担当職員や上席職員が経理事務の基本的な知識を有し、組織的に進行管理を行っていれば、防げたものである。

人口減少社会において、人材確保の困難化、経理事務に習熟した職員の減少が見込まれる中で、効率的な行政運営と県民サービスの向上を両立させ、県行政の信頼を確保していくことは、最も重要な課題である。

財務に関する事務の制度所管所属である会計局においては、全庁向けの通知や留意事項の毎月の発信、各種研修、会計ナビの改善など、様々な工夫・対応を進めてきているが、内部統制に係る所属からの報告状況をみれば、県は、こうした課題に応えるための対策を講じていく必要がある。

令和5年度に係る運用上の重大な不備及び是正に関する事項は次の4事例である。

① 職員不在により特別障害者手当等31人分の支払が遅れたもの

3か月に1回、県が支払う「特別障害者手当」等について、令和5年11月、小田原保健福祉事務所において、31人分の支払が4日間遅延した。

これは、担当者が急遽休暇を取得したものの、他職員への引継ぎが無く、支払対象者からの問い合わせで判明したものである。同事務所では、多くの支払事務を行っており、突然の担当職員の不在にも備えた組織的な進行管理等の対策を整えておくべきところ、31人分もの福祉分野における定期的な手当の支払が遅延したことは、県行政への信頼を大きく損なうものと言わざるを得ない。

この事案を受け、現在、同事務所では、期日が指定された支払事務を中心に、課内及び関係課間で進行管理を共有し、進捗状況を確認するなど、組織的な再発防止対策の取組を進めているところである。

② 1年7か月、県民からの届出にかかる事務処理を懈怠したもの

障害者虐待防止法に基づく「使用者による障害者虐待の届出」について、令和4年3月に、県民から、県の委託先である県障害者権利擁護センターあてに届出があり、同センターから障害福祉課へ提出された。同課においては、速やかに国へ報告すべきところ、届出者からの複数回の問合せにも関わらず、令和5年10月まで、1年7か月手続きを懈怠していた。

本件は、同課の業務アドレスで受信したメールについて、組織的に管理する体制がとられておらず、当該届出業務を担当者の管理に任せ、さらに、異動に伴う事案の引継ぎがなされなかったなど、複数の要因が重複した結果、事務処理を懈怠する事態となったもので、県行政への信頼を大きく損なうものと言える。

この事案を受け、現在、同課では、業務アドレスの管理や進捗状況の把握を複数職員で行う体制を整えるとともに、委託先と県の受付履歴の定期的な共有を検討するなど、再発防止の取組を進めているところである。

③ 平成8年度から手数料を誤徴収したもの

「治療用装具製作指示装着証明書」の発行にあたり、総合療育相談センターでは、平成8年度の開設時から無償で交付すべきにも関わらず、診断書料あるいは証明書料として徴収していた。

(直近では1件あたり1,680円)

これは、国の「保険医療機関及び保険医療養担当規則」の規定に関わらず、同センターが条例等を誤って解釈し、手数料を徴収したもので、法令遵守を礎とする県行政への信頼を大きく損なうものと言える。

この事案を受け、現在、同センターでは、速やかに令和5年度の対象94件について還付手続を進めるとともに、文書で確認可能な令和元年度以降分の調査を行っている。また、同センターが徴収する他の手数料について、今回の事例のような誤った解釈に基づき徴収している手続が無いかを調査し、該当は無いこと確認している。さらに、業務遂行にあたっては、基本に立ち返り、根拠にしっかり当たることを改めて職員に徹底するとともに、疑問点や改善点等を把握し、業務改善に繋げるため、事務を委託する民間事業者と定期的な意見交換を行うなど、再発防止の取組を進めているところである。

④ 障害者支援施設における利用者への虐待

内部統制対象事務以外の事務である「利用者への虐待」について、令和5年10月、障害者支援施設である中井やまゆり園において、利用者の居室内にあるポータブルトイレに座り、排泄している利用者に対し、職員2名が服薬、食事支援を行い、当該利用者に係る給付費の支給を決定した自治体から虐待と認定された。

服薬、食事支援は、当該利用者が数日間、飲食ができず、場合によっては命に関わると思われる状況であったためではあるが、職員の人権意識が著しく欠如していたこと、利用者目線ではなく職員目線になり、利用者の気持ちを想像できない業務的な対応になっていた可能性があるなど、障害のある方が安心安全に過ごす施設としてあってはならない行為であり、県行政への信頼を大きく損なうものと言える。

この事案は、日々現場に直面している職員個人を問うのではなく、組織として対応すべきものであり、支援改善アドバイザーの指導を仰ぎながら、園と本庁が一体となって、再発防止に向けた取組を進めているところである。

5 「令和4年度神奈川県内部統制評価報告書審査意見書」における指摘事項への対応に関する事項

(1) 概要

令和4年又は令和5年の財務監査及び行政監査において、「リスク一覧」に記載されたリスクの発生により不適切事項として指摘された事案について、内部統制推進者において「不備あり」又は「重大な不備あり」との自己評価を行っておらず、内部統制推進責任者に対して「運用上のリスク評価シート」による当該不備の報告がなされていないものが12所属で15件見受けられたとの指摘があった。さらに、「利用者への虐待」を「個別リスク」としており、「その他全庁的なリスク(服务等)を有する事務」として「全庁的なリスク」に位置付けないことは運用上の重大な不備であるとの指摘があった。

また、予算の執行に当たり科目を誤るなどしていたもの及び不適正な予算流用が行われていたもの並びに「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われていなかったものが重大な不備と指摘された。

(2) 対応

ア 「運用上のリスク評価シート」の報告漏れ

令和5年度は、内部統制推進責任者において、各所属から報告された「運用上のリスク評価シート」と令和5年財務監査(定期監査)等結果報告書における不適切事項等を突合し、報告漏れが生じないようにチェック体制の強化を図った。

イ 「利用者の虐待」の全庁的なリスクへの位置づけ

障害者虐待防止法等に基づく「虐待」が発生する可能性のある所属は、障害者支援施設等、一部の所属に限られることから、「全庁リスク」とすることは適切でない。したがって、引き続き内部統制対象事務以外の事務としつつ、虐待のリスクが発生し得る所属が「個別リスク」としてリスク対応策の整備及び運用を行っていく。

なお、中井やまゆり園においては、外部調査委員会の設置をはじめ、支援改善アドバイザー

一の指導を仰ぎながら、再発防止に向けた取組を進めているところである。

ウ 財務に関する項目

会計事務の適正かつ正確な執行の徹底については、これまで、年度当初に会計局から各局に対して通知しているところだが、令和6年度についても、適切な科目での執行や入札執行時に、特定調達契約に該当するか確認を徹底するよう本通知に盛り込み対策を実施している。

さらに、会計職員向け庁内サイト「会計ナビ」を令和5年10月にリニューアルし、キーワード検索による操作の向上をはかるなどして、適正かつ正確な経理処理の徹底を進めている。

(ア) 予算の執行に当たり科目を誤るなどしていたもの

特に予算の執行科目の誤り防止のため、前年度に引き続き、令和5年10月に適正かつ正確な経理処理の徹底を各所属に改めて通知した。また、会計職員実務研修において、執行科目に関する誤りやすい事例等を取り上げた事例演習の実施や、会計事務検査において、科目誤りがあった場合にその後の対応を確認するなど指導を徹底している。

(イ) 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続（特定調達契約）が適切に行われていなかったもの

新任会計担当者職務研修等において注意喚起するとともに、会計事務検査の実施にあたって、制度の周知や確認を行うことを目的に、令和5年8月から、特定調達契約案件をヒアリング項目に追加するなど新たに取り組み、出納員に対して適正かつ正確な経理処理の徹底を図っている。

エ 不適正な予算流用が行われていたもの

本件を受け、会計局では、会計管理システムを改修し、令和5年4月1日以降、会計年度経過後の予算流用は不可能となっている。

また、予算編成業務の研修資料においては、予算編成システムの入力誤りについて注意喚起を行い、適正かつ正確な経理処理の徹底を図っている。

令和6年8月9日
神奈川県知事 黒岩 祐治

【附属資料】

目 次

1	内部統制の整備及び運用に関する事項	1
(1)	内部統制の目的	
(2)	内部統制基本方針	
(3)	対象事務	
(4)	取組の視点	
	ア 業務の効率的かつ効果的な遂行	
	イ 財務報告等の信頼性の確保	
	ウ 業務に関わる法令等の遵守	
	エ 資産の保全	
(5)	内部統制の実施体制	
2	評価手続	3
(1)	評価対象期間	
(2)	評価基準日	
(3)	評価対象所属	
(4)	評価の方法	
	ア 全庁的な内部統制の評価	
	イ 業務レベルの内部統制の評価	
3	評価結果	3
(1)	全庁的な内部統制の評価	
(2)	業務レベルの内部統制の評価	
	ア 財務（会計、財産管理）に関する事務	
	イ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務	
	ウ その他全庁的なリスク（サービス等）を有する事務	

本附属資料は、「令和5年度神奈川県内部統制評価報告書」に記載した「内部統制の整備及び運用に関する事項」、「評価手続」及び「評価結果」についての解説を目的として作成したものです。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

(1) 内部統制の目的

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）では、「地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである」とされています。

そこで、本県の内部統制は、知事のリーダーシップの下、事務処理の適正さを確保する上でのリスク^{*1}を評価及びコントロールし、もって県政に対する県民の信頼確保を図ることを目的としています。

(2) 内部統制基本方針

本県では、職員一人ひとりが主体的に業務上のリスクを評価・コントロールし、組織的対応の強化を図るため、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日に神奈川県内部統制基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。

(3) 対象事務

次に掲げる事務を本県における内部統制の対象事務としています。

- ・ 財務（会計、財産管理）に関する事務
- ・ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務
- ・ その他全庁的なリスク（サービス等）を有する事務

(4) 取組の視点

ア 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織としてチェックを行う事務処理体制の構築を進めるとともに、組織内での業務の進捗状況や課題の共有、報告・連絡・相談による情報共有の重要性を改めて認識することにより、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。

イ 財務報告等の信頼性の確保

決算の意義や重要性を改めて認識し、チェックを組織的に行う対策を講じるとともに、日々の業務プロセスにおけるルールを適切に運用することにより、財務報告等の信頼性の確保を図ります。

* 1 事務処理の適正さを確保する上でのリスク

財務に関する事務19項目、情報管理に関する事務12項目、その他全庁的なリスクを有する事務9項目の計40項目です。

ウ 業務に関わる法令等の遵守

公務員として、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観が求められているという自覚と責任感を持つとともに、根拠法令等を理解し、業務に関わる法令等を遵守します。

エ 資産の保全

県が保有する資産の現況や課題を把握し、資産の取得や管理、利活用、処分等の適切な運用を行い、資産の適正な保全を図ります。

(5) 内部統制の実施体制

基本方針に基づき、「神奈川県内部統制に関する要綱」を作成し、次の体制を整備・運用しています。

【内部統制総括責任者】

本県における内部統制を総括するため、内部統制総括責任者を置くこととし、総務局長を充てています。

【内部統制推進責任者】

本県における内部統制を推進するため、内部統制推進責任者を置くこととし、総務局総務室長を充てています。

【独立的評価責任者】

本県における内部統制を評価するため、独立的評価責任者を置くこととし、総務局組織人材部長を充てています。

【制度所管責任者】

内部統制対象事務の推進及び評価を補助するため、制度所管責任者を置くこととし、次表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる者を充てています。

区分	制度所管責任者
財務に関する事務	総務局財産経営部長 会計局副局長 県土整備局河川下水道部長
情報管理及びその他全庁的なリスクを有する事務	政策局知事室長 政策局政策部長 総務局総務室長 総務局デジタル戦略本部室長 総務局組織人材部人事課長 総務局組織人材部文書課長

【内部統制推進者】

所属における内部統制の推進を図るため、所属に内部統制推進者を置くこととし、各所属の長を充てています。

2 評価手続

(1) 評価対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(2) 評価基準日

令和6年3月31日

(3) 評価対象所属

知事部局の全ての所属

(4) 評価の方法

ア 全庁的な内部統制の評価

独立的評価責任者は、ガイドラインに掲げられた全庁的な評価項目について、必要に応じて各制度所管責任者等への質問や記録の検証を行った上で、評価項目ごとに有効性の評価を行います。

イ 業務レベルの内部統制の評価

内部統制推進者がリスク対応策*²に関する運用状況*³の自己評価を行った上で、制度所管責任者がリスク対応策に関する整備状況*⁴の自己評価を行います。

独立的評価責任者は、これらの自己評価について有効性の評価を行います。

3 評価結果

(1) 全庁的な内部統制の評価

評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

その結果、内部統制の基本的要素である全ての項目（「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」）について、不備が確認されなかったため、全庁的な内部統制は有効であると判断しました。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

対象事務の評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

* 2 リスク対応策

制度所管責任者が、所管する内部統制対象事務のリスクに対して、整備及び運用している全庁的な対応策のことであり、各所属においては、内部統制推進者の責の下、リスク対応策を実施しています。

* 3 運用状況（の評価）

リスク対応策や内部統制の実施体制どおりに運用されているか、実際に発生した対象リスクを踏まえ評価します。

* 4 整備状況（の評価）

規程や内部統制の実施体制など、リスクを低減する仕組みが整備されているか評価します。

ア 財務（会計、財産管理）に関する事務

19項目のリスクのうち、整備上の不備*⁵は認められませんでした。一方、運用上の不備*⁶は12項目（162件）、うち重大な不備*⁷は2件認められました。

そのため、本県の「財務に関する事務」に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていなかったと判断しました。

（評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備	運用上の不備	
		評価結果	評価結果	件数
1	予算の執行科目の誤り	－	不備あり	13
2	支出命令額の誤り	－	不備あり	14
3	調定額等の誤り	－	重大な不備あり	10
4	支払手続の遅れ	－	重大な不備あり	66
5	預け金、差し替え、一括払い等	－	－	－
6	契約締結前の履行	－	不備あり	24
7	入札設計金額の誤り	－	不備あり	4
8	入札公告の誤り	－	不備あり	7
9	入札予定価格、最低制限価格の誤り	－	不備あり	1
10	不適切な重要物品の管理	－	不備あり	3
11	不適切な境界管理	－	－	－
12	不適切な建物、工作物、立木の維持・安全管理	－	－	－
13	消防用設備等の点検の漏れ、誤り	－	－	－
14	不適切なアスベスト管理	－	－	－
15	不適切な庁内保安全管理	－	不備あり	1
16	財産手続の漏れ、誤り	－	不備あり	15
17	無体財産権の利用許諾手続の誤り、漏れ	－	－	－
18	県有財産台帳への登録の漏れ、誤り	－	不備あり	4
19	建築基準法に基づく定期点検・要正工事の実施漏れ	－	－	－

* 5 整備上の不備

内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の状態にあることです。

* 6 運用上の不備

整備段階で意図した内部統制の効果が得られておらず、結果として対象リスクが発生した状態にあることです。

* 7 重大な不備

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い、もしくは実際に生じさせた状態のことです。

イ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務

12項目のリスクのうち、整備上の不備は認められませんでした。また、運用上の不備は3項目（23件）認められましたが、重大な不備は認められませんでした。そのため、本県の「情報管理に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

（評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備		
		評価結果	評価結果	件数
20	コンピュータウイルス感染	－	不備あり	1
21	私物機器等の使用	－	－	－
22	サポート切れソフトウェア使用	－	－	－
23	ソフトウェアの不正使用・コピー	－	－	－
24	内部不正による情報漏えい	－	不備あり	1
25	パソコンの画面ロック不徹底	－	－	－
26	マイナンバーの漏えい・紛失	－	－	－
27	電子メール、ファクシミリ、郵便の誤送信	－	不備あり	21
28	認証情報の不適正管理	－	－	－
29	アクセス権の不適正管理	－	－	－
30	機器等の紛失	－	－	－
31	外部記録媒体等の不適正管理	－	－	－

ウ その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務

9項目のリスクのうち、整備上の不備は認められませんでした。一方、運用上の不備は6項目（21件）、うち重大な不備は1件認められました。そのため、本県の「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていなかったと判断しました。

（評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備		
		評価結果	評価結果	件数
32	セクハラ・パワハラ	－	不備あり	1
33	旅費の不正受給	－	－	－
34	通勤手当の不正受給	－	－	－
35	所属での公印（印影を刷り込むもの、事前押印を含む） の不適切な管理	－	不備あり	1
36	誤記載、誤掲載	－	不備あり	10
37	重要書類の紛失・誤廃棄	－	不備あり	6
38	申請書等の未処理	－	重大な不備あり	2
39	条例等の誤り	－	不備あり	1
40	書類等の偽造	－	－	－